

【常呂川】自治会を主体とする防災訓練等の実施（訓子府町）

- ◆常呂川減災対策協議会において策定した減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」における取組となる、自助・共助による防災意識向上を目的とした自治会を主体とする防災訓練等を実施しています。
- ◆洪水ハザードマップの見直し、防災ガイドマップ作成による水害リスク情報の周知とともに、防災意識の啓発を継続的に実施していきます。

訓練の風景



防災ガイドマップの作成



【主な訓練等について】

- ・子どもを対象とした防災体験学習
- ・地域を主体とした防災訓練
- ・事業所への訓練参加協力要請

【防災訓練の実施について】

- ・訓子府町及び自治会を主体とした防災訓練を毎年実施しています。

【訓練によって期待される効果】

- ・防災訓練を行うことで自助・共助による防災意識の向上が図られる。

訓子府町では、ハザードマップの見直しとともに、防災ガイドマップを平成29年3月に作成しました。

今後、ガイドマップを活用し、防災教育や訓練等により、災害時の危険箇所や避難所の位置などを事前に把握するなど、リスク情報の周知とさらなる防災意識の向上を図っていきます。

◆常呂川では関係機関が連携し、大規模な氾濫の発生に備え減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する「水防災意識社会」の再構築に取り組んでいます。

(参考) 網走開建HP : <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000000cf.html>